

## 平成 31 年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

平成 31 年度において播磨高原広域事務組合が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書の登録申請事項を以下のとおり定めたので、入札参加を希望する方は下記の要領に従って提出してください。

### 記

#### 1. 受付期間、提出方法等

- (1) 期 間 平成 31 年 2 月 4 日（月） ～ 平成 31 年 2 月 12 日（火）
- (2) 方 法 **郵送のみ（期間内必着）**
- (3) 提 出 先 播磨高原広域事務組合上下水道事業所  
〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 3 丁目 5 番 1 号  
TEL 0791-58-0001

#### 2. 申請書類の配布

- (1) 配布方法 本組合ホームページからダウンロード

#### 3. 申請に必要な書類

- (1) 建設工事に係る申請書類 ⇒ 指定様式
- (2) 測量・建設コンサルタント等に係る申請書類 ⇒ 指定様式

※留意事項 ①提出書類の作成にあたっては、「入札参加資格審査申請書類一覧表(様式 1)」に添って作成すること。  
②提出書類の一部については、同じ項目であれば、他の既存資料を使用しても結構です。  
③提出書類の不備、記入漏れがある場合は受付できません。

#### 4. 有効期間 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

#### 5. 問合せ先 〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 3 丁目 5 番 1 号 播磨高原広域事務組合上下水道事業所管理係 TEL 0791-58-0001

#### 6. 入札参加資格審査申請についての留意事項

##### ① 入札参加資格審査申請を受付けない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載のある者
- (5) 建設工事にあつては、建設業法による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者

なお、本組合が発注する建設工事を請け負おうとする者は、経営事項審査を毎年受けていなければなりません。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）の有効期限は、審査基準日から 1 年 7 か月となっています。登録期間中に**有効期限が切れる場合は、必ず新しい経審結果通知書の写しを提出して下さい。**なお、**提出されない場合には、入札参加資格が無くなります。**

また、有効期限内に複数の経審結果通知書を受けている場合は、直近のものを提出して下さい。

- (6) 建設工事にあつては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していない者（ただし、健康保険については健康保険法第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険については厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務、又は、雇用保険については雇用保険法第7条の規定による届出の義務がない者を除く。）

#### 【社会保険等の加入状況確認方法】

社会保険等への加入状況については、経審結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっている場合に申請を受け付けます。

直近の経営事項審査を受けた後に社会保険等に加入した場合等、経審結果通知書で該当欄が「有」又は「除外」に該当することが確認できない方は、それぞれの事実を証明する以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

- (7) 測量・建設コンサルタント等のうち、測量にあつては測量業者登録、建築一式工事の設計、監理にあつては建築士事務所登録を受けていない者
- (8) 新たに測量・建設コンサルタント業務を開始した者のうち、決算処理が終了していない者
- (9) 所定の添付書類を提出しない者
- (10) 国税等の滞納がある者

#### ② 建設工事を希望される方へ

建設業許可のない業種及び経営事項審査を受けていない業種は希望（申請）できません。

#### ③ 測量・建設コンサルタント等を希望される方へ

希望業務は、業態調書（様式3）に記載すること。また、業態調書記載以外の業務は受け付けません。

#### ④ 審査結果

受付証の返送があつた場合、入札参加資格が認められ入札参加資格者名簿に登録されたものとみなしてください。

#### ⑤ 入札参加資格審査の公表について

資格審査の結果については、入札参加資格者名簿登録後、本組合窓口において閲覧に供する。

#### ⑥ その他

- (1) 受任者を設定する場合、1業者につき1カ所しか登録できません。
- (2) 提出後、不明な点があれば問い合わせをしますので、申請書及び受付証には必ず担当者の氏名、連絡先をご記入ください。